

第四部

第二回参議院司法委員会會議録第四十三号

昭和二十三年六月十八日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○刑事訴訟法を改正する法律案(内閣送付)

午前十時十三分開会

○委員(伊藤雄策) それではこれより司法委員会を開催いたします刑事訴訟法を改正する法律案について審議を前日に引き続き継続いたします。

○政府委員(宮下明雄) 前回百九十三條の檢察官の司法警察職員に対する一般的指揮権、一般的指揮権及び個別の指揮権を御説明申上げましたので、本日は百九十四條以降を引続き御説明申上げたいと思ひます。

檢察官が百九十三條によりまして一般的の指示、一般的の指揮、或いは個別の指揮をいたすことができるわけでありまして、この指示又は指揮に正当な理由がなく、司法警察職員が従わなかつた場合において、必要があるときは檢察長、檢察官、檢察正は、それらの公安委員会、又は特別司法警察職員を懲戒、罷免する権限を有する者に懲戒、罷免の訴追をすることができるというのが百九十四條第一項の規定でございます。警察官は多くの場合には都道府縣國家地方警察に属しておられますので、警察官につきましては、それらの都道府縣公安委員会に懲戒又は罷免の訴追をすることにならうと思つております。ただ警察官の中にも各都道府縣國家地方警察に属しま

せんで、國家地方警察本部又は國家地方警察管区本部に所属いたしておられる警察官がありますので、それらの警察官については國家公安委員会に訴追をすることを予想いたしておられます。警察吏員につきましては、それぞれ市町村公安委員会又は特別公安委員会に訴追をすることになるわけでございます。特別司法警察職員につきましては、例え申しますれば、鉄道職員で司法警察権を持つておられます者ににつきましては、これを懲戒、罷免する権限を有する者に、森林官更で司法警察権を持つておられます者につきましては、これを懲戒、罷免する権限を有する者に、それら訴追をするというところになるわけでございます。

次に、百九十五條を御説明申上げます。本條は現行法二百五十二條に相当する規定であります。現行法においては檢察官のみではなくて、司法警察職員も又事実発見のため必要がある場合には、管轄区域外に出て職務を行うことができるという規定になつておるのであります。警察官又は警察吏員につきましては、新たに制定されました警察法五十七條、五十八條、五十九條の規定がございまして、警察官又は警察吏員の管轄区域外における権限行使につきまして特別な規定がございまして、それと相矛盾する規定を刑事訴訟法に設けるのも警察法の精神と矛盾すると思ひまして、百九十五條におきましては、檢察官及び檢察事務官についてはのみ管轄区域外における権限行使の規定を設けたわけでございます。

次に、百九十六條を御説明申上げます。檢察官、檢察事務官及び司法警察官並びに弁護人その他職務上捜査に係る者につきまして、特に被疑者その他の者の名譽を害しないように注意しなければならぬ。又捜査の妨げとならぬように注意しなければならぬという規定を設けて、捜査に従事する者が、被疑者その他の者の名譽を傷つけないように、又捜査に關係する者が、捜査の妨害となるような行為をしないようにという趣旨の規定を設けたわけでございます。

次に、百九十七條を御説明申上げます。この規定は、現行法と趣旨において同様でございます。捜査については、その目的を達するために必要な各種の取調をすることができ、いろいろな任意の捜査をすることができ、このことを原則に掲げまして、改正案におきましては、捜査の原則は、任意捜査であるという趣旨を明らかにいたしましたわけでございます。而して但書において、強制処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければこれをすることができなると規定いたしました。強制処分というものは、例外であるという趣旨を明らかにいたしましたわけでございます。

す。本來公安委員会自体は警察官又は警察吏員に對して懲戒、罷免権を持つておらないのであります。この刑事訴訟法改正案百九十四條第二項によりまして、特別の懲戒罷免権が與えられたものと、こう考えております。

次に、百九十五條を御説明申上げます。本條は現行法二百五十二條に相当する規定であります。現行法においては檢察官のみではなくて、司法警察職員も又事実発見のため必要がある場合には、管轄区域外に出て職務を行うことができるという規定になつておるのであります。警察官又は警察吏員につきましては、新たに制定されました警察法五十七條、五十八條、五十九條の規定がございまして、警察官又は警察吏員の管轄区域外における権限行使につきまして特別な規定がございまして、それと相矛盾する規定を刑事訴訟法に設けるのも警察法の精神と矛盾すると思ひまして、百九十五條におきましては、檢察官及び檢察事務官についてはのみ管轄区域外における権限行使の規定を設けたわけでございます。

次に、百九十六條を御説明申上げます。檢察官、檢察事務官及び司法警察官並びに弁護人その他職務上捜査に係る者につきまして、特に被疑者その他の者の名譽を害しないように注意しなければならぬ。又捜査の妨げとならぬように注意しなければならぬという規定を設けて、捜査に従事する者が、被疑者その他の者の名譽を傷つけないように、又捜査に關係する者が、捜査の妨害となるような行為をしないようにという趣旨の規定を設けたわけでございます。

次に、百九十七條を御説明申上げます。この規定は、現行法と趣旨において同様でございます。捜査については、その目的を達するために必要な各種の取調をすることができ、いろいろな任意の捜査をすることができ、このことを原則に掲げまして、改正案におきましては、捜査の原則は、任意捜査であるという趣旨を明らかにいたしましたわけでございます。而して但書において、強制処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければこれをすることができなると規定いたしました。強制処分というものは、例外であるという趣旨を明らかにいたしましたわけでございます。

次に、百九十七條を御説明申上げます。この規定は、現行法と趣旨において同様でございます。捜査については、その目的を達するために必要な各種の取調をすることができ、いろいろな任意の捜査をすることができ、このことを原則に掲げまして、改正案におきましては、捜査の原則は、任意捜査であるという趣旨を明らかにいたしましたわけでございます。而して但書において、強制処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければこれをすることができなると規定いたしました。強制処分というものは、例外であるという趣旨を明らかにいたしましたわけでございます。

次に、百九十八條以下におきまして、捜査手続を詳細に規定いたしております。捜査手続を申し上げますが、その根本の考え方を申し上げますと、憲法第三十三條及び第三十五條の線に副しまして、捜査機関が強制捜査を行います場合には、すべて現行犯の場合を除いて、権限のある司法官憲の令状によらなければならぬという原則を貫きまして、現行犯の捜査以外の場合においては、すべて裁判所のジュディシアル・チェックを掲げまして、捜査機関の捜査活動が、法に過つて正しく行われるように配慮いたしたわけでございます。司法官憲の意義につきましましては、日本國憲法を審議いたしました当時の議會におきましても、いろいろ論議があつたわけでございますが、当時の政府は、司法官憲の中には、檢察官及び司法警察官を含むということを主張いたしましたのであります。基本的人權に重大な關係がある事項であり、そのので、解釈論は別といたしまして、政府といたしましては、この改正案におきましては、憲法はいわゆる司法官憲は、裁判所及び裁判所の職員に限るといふ建前を取りまして、檢察官及び司法警察官に令状發布の権限を認めなかつたのは、應急措置法と同様でございます。これによつて捜査とい

次に、百九十七條を御説明申上げます。この規定は、現行法と趣旨において同様でございます。捜査については、その目的を達するために必要な各種の取調をすることができ、いろいろな任意の捜査をすることができ、このことを原則に掲げまして、改正案におきましては、捜査の原則は、任意捜査であるという趣旨を明らかにいたしましたわけでございます。而して但書において、強制処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければこれをすることができなると規定いたしました。強制処分というものは、例外であるという趣旨を明らかにいたしましたわけでございます。

次に、百九十八條以下におきまして、捜査手続を詳細に規定いたしております。捜査手続を申し上げますが、その根本の考え方を申し上げますと、憲法第三十三條及び第三十五條の線に副しまして、捜査機関が強制捜査を行います場合には、すべて現行犯の場合を除いて、権限のある司法官憲の令状によらなければならぬという原則を貫きまして、現行犯の捜査以外の場合においては、すべて裁判所のジュディシアル・チェックを掲げまして、捜査機関の捜査活動が、法に過つて正しく行われるように配慮いたしたわけでございます。司法官憲の意義につきましましては、日本國憲法を審議いたしました当時の議會におきましても、いろいろ論議があつたわけでございますが、当時の政府は、司法官憲の中には、檢察官及び司法警察官を含むということを主張いたしましたのであります。基本的人權に重大な關係がある事項であり、そのので、解釈論は別といたしまして、政府といたしましては、この改正案におきましては、憲法はいわゆる司法官憲は、裁判所及び裁判所の職員に限るといふ建前を取りまして、檢察官及び司法警察官に令状發布の権限を認めなかつたのは、應急措置法と同様でございます。これによつて捜査とい

うものが、裁判所の司法的チェックを受けまして、正しく行われることを期待いたしておるわけでございます。

次に、百九十八條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が、被疑者の取調をする場合の規定でございます。檢察官、檢察事務官、司法警察職員等は、必要がある場合には、被疑者の出頭を求めて、これを取調べる

ことができる。併しながら被疑者は逮捕又は勾留されておる場合を除いては、出頭を拒み又出頭後何時でも退去とすることができるといふ規定を設け

まして、檢察官、司法警察職員等の被疑者の取調は、任意的なものであるといふ趣旨を明らかにいたしたわけでございます。第二項におきまして、その取調に際しては、被疑者に対して、予

め供述を拒むことができる旨を告げなければならぬといふ規定を特に置きまして、憲法三十八條第一項において、何人も自己に不利な供述を強要

されないといふ趣旨に則つて、被疑者の取調についての準則を掲げたわけでございます。従来の刑事訴訟法の実際の運用におきましては、可なり自白を

いたしております。第三項、第四項、第五項の規定は、被疑者の取調に際しての調書につきましては、裁判所について

は、裁判所の規則によつて適当に定め得るわけでございますが、捜査段階の檢察官又は司法警察官の調書について、裁判所の規則で定め得ないとい

う考え方を持つておりますので、特に百九十八條第三項乃至第五項の規定を設けたわけでございます。

次に、百九十九條の規定でございます。これは普通逮捕状による逮捕、或いは通常逮捕と呼んでおる規定

でございますが、應急措置法第八條第一項の規定を更に敷衍いたしまして規定いたしました規定でございます。即ち

檢察官、司法警察職員等は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、予め裁判官の発する逮捕状によつて、これを逮捕するこ

とつて身体を拘束することの無いように配慮いたしたわけでございます。第二項は逮捕状の請求は檢察官又は

司法警察官の請求によつてこれを発することであることを明らかにいたしたわけでありまして、檢察事務官は自己の判

断によつて裁判所に直ちに逮捕状の発付を請求することはできないから、一

應自己の捜査によつて或る被疑者に対して逮捕状を得たいと考える場合に

は、その事情を檢察官に報告いたしまして、檢察官を通じて裁判所に請求す

る。司法巡査につきましても同様、司法巡査が捜査によつていろいろの資料を得るわけでありまして、これらの資料を司法警察官に報告いたしまして、司法警察官の判断を申しまして、その上で裁判所に令状の発付を請求する

といふ規定にいたしたわけでありまして、これによつて檢察事務官又は司法巡査等が直接に裁判所に不確かな嫌疑によつて令状を請求するといふ弊を避けようといはしたのであります。第三

項は檢察官又は司法警察官は、逮捕状の請求をする場合に同一の犯罪事実について、その被疑者に前に逮捕状の請求があつた、或いは逮捕状が発付され

たことがあつたといふ場合においてはその旨を裁判所に通知しなければならぬといふ規定を設けたわけであり

ます。これによりまして裁判所は前に逮捕状の請求があつたけれども、その請求を却下したといふ場合には、今

回の逮捕状の請求につきましても、十分慎重な考慮をいたすでありまして、又前に逮捕状の発付があつたとい

うならば、その発付された逮捕状によつて何故に逮捕しなかつたかといふような事情を十分考慮いたされるであ

うと考へております。改正案につきましては、同一の被疑者に対して二回以上逮捕状が発付されるということをご

想いたしております。それは逮捕状の有効期間がございまして、有効期間内に逮捕状によつて逮捕することができ

ない場合もございまして、又場合によりましては逮捕後一旦公訴を提起いたしました場合は、その起訴状の勝本が

二ヶ月以内に被告人に送達することができないう場合には、公訴の提起が無効となりまして、その後新たに被疑者の所在を追及いたしまして、逮捕状を得て更に逮捕して、公訴の提起をする

といふ場合も考へておりますので、二回以上同一の犯罪事実について、同一被疑者に対し逮捕状が発付せられることがあるといふことを予想いたしておるのであります。

次に、第二百條の規定は逮捕状の記載要件に関する規定でございます。これらの規定は應急措置法におきましては明確な規定がございまして、解釈上引状に関する規定を準用するものとして運用して参つたわけでございます。今回の改正案におきましては逮捕手続のみならず、捜査手続全般につきましても、可なり詳細な規定を設けてその明確を期したわけでございます。逮捕状の記載要件の内、特に新しいものといはしましては、有効期間及びその期間経過後は逮捕することができないで、その令状はこれを発した裁判官に返還しなければならぬといふことを特に記載しなければならぬといふ規定を設けたわけでありまして、これによつて一旦発せられた逮捕状といふものがいつまでも檢察官等の手にありまして、或いはそれが濫用される

ことを防ごうといたしたわけでございます。次に、二百一條以下の規定は逮捕状による逮捕についての規定でございますが、先ず二百一條においては、逮捕状によつて被疑者を逮捕するのには、逮捕状を被疑者に示さなければならぬといふ規定を設けたわけでございます。而してその第二項におきまして、第七十三條第三項の規定を準用いたしまして、逮捕状が発せられておりましたれば、たゞ被疑者を発見した際に逮捕状を所持しておられなくても、緊急を要する場合には逮捕状が発せられておるといふことを被疑者に告げまして、そのまま被疑者を逮捕することができると併しながら逮捕状はその後速かに被疑者に示さなければならぬといふ規定を設けました。第七十三條第三項の規定を準用いたしたわけでございます。これは七十三條第三項の御説明の際にも申し上げましたように、憲法の趣旨から申しまして、逮捕状がすでに発せられておりますれば、たゞ逮捕の際に逮捕状を持つておられなくても、逮捕状によつて被疑者を逮捕したといふことになりまして、必ず逮捕の際に逮捕状を所持していなければならぬといふことを、嚴格に要求いたしまして、非常に沢山の逮捕状を発しなればならないといふ、實際上の不便もございまして、このような規定を設けたわけでございます。

次に、二百二條の規定は、檢察事務官又は司法巡査が逮捕状によつて被疑者を逮捕したときは、直ちに、檢察事務官はこれを檢察官に、司法巡査はこれを司法警察官に引致しなければならぬといふ規定を設けたわけでございます。

ます。これは應急措置法第八條第四項の規定を準用いたしておりますが、應急措置法の規定は、何と申しましても、簡便な規定でございますので、明確を欠く点もございまして、特に詳細な規定を設けたわけでございまして、

次に、二百三條の規定は、司法警察員は、逮捕状によつて被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状によつて逮捕された被疑者を司法警察から受取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、被疑者にその犯罪事実について弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは、直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは、被疑者が身体を拘束されたときから四十八時間以内に、書類、証拠物と共にその身体を検査官に送致する手続をしなければならぬという規定を設けたわけでございまして、これも趣旨においては應急措置法と變りのないところでありまして、被疑者を逮捕した後、或いは司法警察から被疑者を受取つた場合に、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならぬというの趣旨は、憲法の趣旨によりまして、このような規定を置いたわけでございまして、

次に、二百四條の規定は、檢察官自身が逮捕状によつて被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状によつて逮捕された被疑者を檢察事務官等から受取つた場合の規定でございますが、この場合におきましても、二百三條の規定とは同趣旨の規定を設けたわけでございまして、而して二百四條の場合におきましては、檢察官が用い得る時間は四十八時間といたしてございまして、應急措置法の下におきましては、二百四條に相当する場合において、檢察官が用い得る時間は二十四時間でございますが、如何にも案情に合いませんし、又檢察官が檢察事務官から受取る場合もございまして、この場合において、檢察官はとにかく四十八時間以内に起訴するか勾留の請求をするということを決意したすわけでございまして、

次に、二百五條の規定は、前二條の取つたときは、弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは、直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは、被疑者を受取つた時から二十四時間以内に、裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならぬという趣旨にいたしたわけでございまして、而して二十四時間の時間の制限は、第二項によりまして、被疑者が現実に身体を拘束された時から七十二時間を超えなければならないといたしたの趣旨は、應急措置法と同様でございます。第三項によりまして、この時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない規定を設けましたが、これは二百八條第二項によりまして、この場合には、檢察官から勾留の請求をいたしませんでも、公訴を受けた裁判所の方で、勾留の必要があるかないかという趣旨を決定する趣旨にいたしてございまして、

次に、二百六條の規定は、前二條の取つたときは、被疑者を受取つた後、或いは起訴前の勾留即ち捜査のための勾留という特質を考慮して、特にこの勾留には保釈という趣旨を考慮しなかつたわけでございまして、

請求をする必要がないという規定を設けたわけでございまして、

次に、二百六條の規定は、前二條の取つたときは、被疑者を受取つた後、或いは起訴前の勾留即ち捜査のための勾留という特質を考慮して、特にこの勾留には保釈という趣旨を考慮しなかつたわけでございまして、

次に、二百七條の規定は、前三條の規定によつて勾留の請求を受けた裁判官に、總則の勾留の規定を準用いたしたわけでございまして、併しながら起訴前の勾留につきましては、保釈に関する規定はこれを準用しないことによりまして、起訴前においては保釈という趣旨を考慮しなかつたわけでございまして、

次に、二百八條の規定は、前二條の取つたときは、被疑者を受取つた後、或いは起訴前の勾留即ち捜査のための勾留という特質を考慮して、特にこの勾留には保釈という趣旨を考慮しなかつたわけでございまして、

次に、二百九條の規定は、被疑者を逮捕した場合にその護送の際必要のあるときは、一時監獄に留置することができる。被疑者を逮捕してこれを引致した後には必要があるときは、一時監獄に留置することができる。又逮捕された被疑者が弁護人選任の申出をすることができるといふ引、勾留に関する規定を逮捕にも準用したわけでございまして、

起算するわけでございまして、應急措置法においては起訴前の勾留は厳格に十日と限つておつたわけでございまして、應急措置法実施後の運用等に鑑みまして、實際の必要においてはその十日では十分の処理をなし得ない場合もございまして、特に第二項におきまして例外を設けて、檢察官の請求によつて裁判官は、止むを得ない事由があるとき、或いは前項の期間を延長することができる。裁判官は實際の必要を考慮して或いは三日、或いは五日、或いは七日という適宜な期間を延長したすわけでございまして、この期間の延長は通じて十日を超えないことのできないことによりまして、

次に、二百九條の規定は、被疑者を逮捕した場合にその護送の際必要のあるときは、一時監獄に留置することができる。被疑者を逮捕してこれを引致した後には必要があるときは、一時監獄に留置することができる。又逮捕された被疑者が弁護人選任の申出をすることができるといふ引、勾留に関する規定を逮捕にも準用したわけでございまして、

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

次に、二百十條の規定は、現行犯及びいわゆる準現行犯に関する規定でございますが、先ず第一項におきまして「現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯とする」と規定いたしましたので、第二項において、従来現行法の百三十條第二項に規定してございました準現行犯の範圍をやや狭くして、本案においても採用いたしましたわけでございまして、即ち従来現行犯につきましては、犯行時と逮捕状の時間

の経過ということが可なり間を置きまして長い経過を述べた後であつても、現行犯と認められておつたのであります。現行犯の趣旨から考えますると、犯行時と逮捕時との或る程度の接点というのを必要とすると考えまして、本案におきましては「左の各号の一にあたる者が、罪を行つ終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯とみなす」ということに改めまして、従来の現行犯人の概念をやや狭めたわけでございます。

而して第一号乃至第四号につきましても、その第二号においては、従前は「兇器、贓物其ノ他ノ物ヲ所持シ」とございまして、やや不明な点がありまして「贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき」と規定いたしました。その他の物も明かに犯罪の用に供したと思われる物でなければならぬということにいたしましたわけでございませ

す。次に二百十三條は、憲法第三十三條を承けて現行犯人は、何人でも、逮捕しなくしてこれを逮捕することができる」という規定を置いたわけでございませ。而して現行犯人を逮捕した後の手続も二百十六條の規定によりまして百九十九條の逮捕状によつて被疑者が逮捕された場合の規定を準用して、それと同様な手続で逮捕後の手続が進行するわけでございませ。現行犯人については特に検察官、檢察事務官、司法警察職員以外の一般常人がこれを逮捕することがございませ。その場合の特例規定を二百十四條と二百十五條に置いたわけでございませ。二百十四條におきましては、常人が現

行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを検察官又は司法警察職員に引渡さなければならぬということにいたしました。二百十五條におきましては「司法巡査は、現行犯を受け取つたときは、速やかにこれを司法警察官に引致しなければならぬ」とその場合に司法巡査は逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由等聴き取り、必要がある場合には逮捕者に対し共に官公署に行つて呉れ

る規定を設けたわけでございませ。次に二百十七條の規定は、現行法の百三十二條と趣旨においては同様でございますが、現行犯につきましても、五百円以下の罰金、拘留又は科料に当る罪の現行犯については、犯人の住居又は氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡する虞のある場合に限りて現行犯逮捕ができるということにいたしましたわけでございませ。従いまして五百円以下の罰金、拘留、科料等に当る輕微の事件につきましても、犯人の名前が分らない、或いは住居不定、逃亡の虞があるというような場合でなければ現行犯逮捕ができないということとを明らかにいたしましたわけでございませ。これによつて輕微な事件について重

い強制力を使ひまして、人權蹂躪の非難を受けることを避けようとしたわけでございませ。以上が逮捕状による逮捕、緊急逮捕及び現行犯逮捕に関する規定でございます。次に二百十八條以下押収、捜索、檢証等に関する規定でございます。二百十八條は「檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押、捜索又

は檢証をすることができませ」という規定を設けました。これは憲法三十五條に則つた規定でありまして、應急措置法七條第二項の規定は余りにも不明確な規定でございませ。改正案におきましては、檢察官、司法警察職員等が裁判官の発する令状によつて差押、捜索、檢証することができませ。而してこの場合において、檢証のための身体検査をいたしませ。場合

は、特に身体検査令状によらなければならぬという規定を設けたわけでございませ。従いましてこの場合の令状は、差押状、捜索状、普通の檢証状及び身体検査令状という四種の令状が発付されるわけでございませ。この差押、捜索、檢証等の令状は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の請求によつて、これを発するといふ規定を第二項に設けました。これは必ずしも逮捕はど嚴格な判断と必要といたしませんし、又檢察事務官が差押、捜索、檢証

等をするに於いても、すべて檢察官を通過しなければならぬといふことにはいたしませ。實際上の不便もございませ。この令状の請求權は、檢察事務官にも亦これを認めたいわけでございませ。次に檢察官、司法警察職員等が身体検査令状の請求をする場合に、特に身体検査を必要とする理由及び身体検査を受ける者の性別、健康状態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならぬといふように規定を設けまして、特に身体検査が適正に、妥當に行われませ。身体検査を受ける者の名譽を害さないうに配慮いたしましたわけでございませ。末項におきましても、「裁判官は、身体検査に関

し、適當と認める條件を附することができませ」といふ規定を設けました。次に二百十九條の規定でございませ。これは前條の差押、捜索、檢証、身体検査等の令状の記載要件に関する規定でございませ。これらの令状につきましても、有効期間及びその期間経過後は差押、捜索、又は檢証に着手しなればならぬといふことを特に記載しなればならぬことといたしませ

した。次に二百二十條の規定であります。これは二百十八條の裁判官の発する令状によつてする差押、捜索、檢証の例外規定でございませ。應急措置法七條第二項但書の規定を更に合理化いたしまして明確ならしめたのであります。檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、通常の逮捕状によつて被疑者を逮捕する場合、又は現行犯人を逮捕する場合、又は緊急逮捕をする場合に

おきましては、令状を持たないで人の住居、又は人の監視する邸宅、建造物、若しくは船舶の中に入つて被疑者を捜索することができませ。又逮捕の現場におきましては、令状を持たないで差押、捜索、又は檢証をすることができませといふことを特に規定いたしました。これは憲法第三十五條におきまして「第三十三條の場合を除いては」とございませ。現行犯の場合に限らず、権限のある司法官憲の発する令状によつて被疑者を逮捕する場合においても、亦差押、捜索等の令状を持たないで、差押、捜索をすることを憲法自身が許しておりますので、二百二十條の規定を設けたわけであります。これが又實際の捜査の事情

にも合致する所以と考へておるのであります。第四項の規定は本案の第二百二十六條は起訴後勾引状、勾留状を執行する場合に、被告人の捜索をすることができませといふ規定でありませ。二百二十條末項の規定は、檢察事務官又は司法警察職員が、勾引状、勾留状を執行する場合に、その執行の現場で差押、捜索又は檢証をすることができませ。又起訴前の被疑者に対して発せられた勾引状、又は勾留状を執行する場合においては、人の住居などに入

りませ。その被疑者を捜索することができませといふ趣旨を明かにいたしましたわけであります。次に二百二十一條の規定であります。これは檢察官、司法警察職員等が、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者等が任意に提出した物を領置することができるといふ、領置の根拠規定を設けたわけでございませ。遺留物又は任意提出物等につきましても、必ずしも強制力を以て差押をする必要もございませ。二百二十一條によつてこれを領置することができませといふことといたしたわけであります。

二百二十二條は大変に長い條文でございませ。これは只今御説明申上げて参りました檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が、捜査中にいたしませる押収、捜索について總則的裁判所のいたしませる押収捜索の規定を準用し、檢証につきましても總則的裁判所の檢証の規定を準用するといふ規定でございませ。二百二十二條の第二項におきまして、二百二十條によつて令状を持たないで被疑者の捜索をする場合において、急速を要する時には第百十

四條第二項の規定によることを要しな  
司法警察職員等が必要があると認め  
するが、前條の規定によつて鑑定を嘱  
にその者の証人尋問を請求いたしまし  
ませ。夫を特に削除いたした

二百十四條におきましては、常人が現

官の発する令状により、差押、捜索又

ましても、裁判官は、身体検査に關

あります。これが又實際の捜査の事情

において、急速を要する時には第百十

四條第二項の規定によることを要しな  
いといたしまして、特に隣人等の立会  
を必要としないという規定を規定いた  
しましたが、これは現行法百七十四條  
第三項にある規定を受けて参つたので  
ございまして、このような二百二十條  
のような場合におきましては、急速を  
要する場合でありますので、必ずし  
も隣人等の立会を必要としないとい  
うことにならなければなりません。

次に、二百二十二條第四項の規定  
は、裁判所のいだしする検証につい  
ては、特に百三十條の規定がございま  
するが、この場合において、檢察官、  
司法警察職員等が、裁判所の発する令  
状によつて検証する場合においては、  
その令状に夜間でも検証することがで  
きるという記載が特にござい、ませ  
んと、日出前、日没後には人の住居等  
に入ることができないという規定を設  
けて、押収、捜索等との約合を取つ  
たわけにございまして。

次に、二百二十二條第六項の規定で  
ございまして、檢察官、檢察事務官  
又は司法警察職員は、裁判官の発する  
令状によつて差押、捜索又は検証をす  
るに必要があるときは、被疑者を  
これに立会わせることができるとい  
う規定を設けましたのは、裁判所のい  
たします差押、捜索、検証につきま  
しては、百十三條、百四十二條の規定  
がございまして、被告人及び弁護人は  
すべて立会権を持つておるのでありま  
すが、先にも御説明申し上げましたよ  
うに、捜査段階における差押、捜索、  
検証等にすべて被疑者が権利として立  
会権を持つておるといふことになら  
ず、と、捜査の性質とも合致いたし  
ませんので、檢察官、檢察事務官又は

司法警察職員等が必要があると認め  
て被疑者を立会わせるという場合に限  
つてこれに立会うことができるという百  
十三條、百四十二條の特別規定を設け  
たわけにございまして。

次に、二百二十三條の規定でござい  
ますが、この規定は、檢察官、檢察  
事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜  
査のために必要がある場合に、被疑者  
以外の者の取調又は鑑定、通訳若しく  
は翻譯の嘱託をすることができるとい  
う規定でありまして、この場合につ  
いても檢察官、司法警察職員等には、  
いわゆる強制権は認めません、これら  
の捜査はすべて任意な捜査ということ  
になるわけにございまして。第二項にお  
いて、第九十八條第一項但書及び第  
三項乃至第五項の規定を準用いたしま  
して、証人に相当するところの犯罪事  
実について或る知識を有する者を、檢  
察官が出頭を求めて、いろ／＼事情を  
取調べるという場合におきましても、  
その者は出頭を拒むことができません  
し、出頭後退去することもできません、  
この場合においてその者に檢察官等が特  
に供述を拒むことができるという旨を  
告げるという規定を準用いたしません  
でしたが、これは被疑者については憲  
法上特に不利益な供述を強要されない  
という規定があるもので、特に百  
九十八條第二項の規定を設けました  
が、証人に相当する者につきましても  
は、必ずしも憲法上の要求でもあり  
ませんし、又一般証人に相当する者は  
捜査にも協力して頂かなければなら  
ませんので、百九十八條第二項の規定は  
この場合に準用いたさなかつたわけ  
にございまして。

次に、二百二十四條の規定でありま  
すが、前條の規定によつて鑑定を嘱  
託する場合において、百六十七條第一  
項の規定は被疑者の留置を必要とする  
場合におきましては、檢察官等は裁判  
官にその処分を請求しななければなら  
ない。裁判官はその請求を正当と認め  
るときは裁判官自身が留置の手続をし  
てやるという規定を設けたわけにござ  
いまして。

次に、二百二十五條の規定でありま  
すが、同様二百二十三條の規定によ  
りまして鑑定を嘱託を受けた者が、身  
体の検査、墳墓の発掘、物の破壊等の  
処分を必要とする場合には、裁判官の  
許可を受けまして、これらの処分をす  
ることができるといふ規定を設けたわ  
けにございまして。

次に、二百二十六條の規定でありま  
すが、これは二百二十三條によりま  
して、檢察官の証人に相当する者の取  
調は任意の取調ということになりまし  
て、これらの者は出頭を拒否すること  
もできませんし、出頭後退去もできま  
すので、そのようなことでは捜査に  
するの、そのようなことで、犯罪  
の捜査に欠くことのできない知識を  
有すると明らかに認められる者が檢察  
官等の取調に対して出頭又は供述を拒  
んだ場合には、裁判官にその者の証人  
尋問を請求することができる。これに  
よつて捜査の円滑を期しようといは  
したわけにございまして。

次に、二百二十七條の規定は檢察官  
等の取調に対して任意の供述をした者  
が、その後公判期日においては他から  
圧迫を受けまして供述を翻えすとい  
う虞のある場合であつて、而もその者  
の供述が犯罪の証明に欠くことができ  
ない場合には、同様檢察官から裁判官

にその者の証人尋問を請求いたしまし  
て、その証言を確保して置くという制  
度を設けたわけにございまして。而して  
二百二十八條によりまして前三條の請  
求を受けた裁判官については総則の証  
人尋問に關する規定を準用するとい  
うことにならなかつた。但し二百二十八  
條第二項にありまするうちに、これは  
捜査中の証人尋問の請求であります  
ので、総則の百五十七條のごとく原則  
として立会権があるわけにございま  
せん、裁判官が捜査に支障を生ずる  
虞れがないと認めるときに限つて立会  
をさせるという特別規定を設けたわけ  
にございまして。

次に、二百二十九條の規定は現行法  
百八十二條に相当する変死体の検視に  
關する規定でございまして。趣旨にお  
いては現行法と変わりございせんが、現  
行法のごとく検視に引續いて「検証」と  
いう規定は設けませんが、検死に引續  
いて検証をする場合にも、やはり改め  
て裁判官の令状を得まして検証をしな  
ければならぬということになるわけに  
ございまして。

二百三十條は現行法二百五十八條に  
相當する規定で、内容は同様でありま  
す。而して二百五十九條及び二百七十  
條を削除いたしまして、尊属に対する  
告訴、告発の禁止を撤廃いたしました  
ことは、提案理由の説明において触れ  
ましたので省略いたします。

二百三十一條は現行法の二百六十條  
に相當する規定であります。この場合  
において現行法におきましては、夫が  
妻のために独立告訴権を持つておりま  
したが、新憲法の精神によりまして、  
夫のみが妻のために独立告訴権を持つ  
ておることには、憲法の精神に合致いた  
しませんので、夫を特に削除いたした  
わけにございまして。

次に、二百三十二條の規定は、現行  
法二百六十一條と全く同様でありま  
す。二百三十三條は現行法二百六十二  
條に相當する規定でありまして、現行  
法の遺族又は後裔という言葉は死者の  
子孫という言葉に改めましたが、内容  
においては変わりないと考えておりま  
す。二百三十四條は現行法の二百六十  
三條に相當いたしまして、内容にお  
いては変わりございせん。現行法二百六  
十四條を削除いたしました。これは  
發通罪が廢止されました結果當然のこ  
とでございまして。

次に、二百三十五條は現行法の二百  
六十五條に相當する規定でございま  
すが、第一項但書に特に外國の代表者  
が行う告訴又は外國の使節が行う告訴  
について、六ヶ月の期間に対する例外  
規定を設けました。

二百三十六條は現行法の二百六十六  
條に相當する規定でありまして、趣旨  
においては変わりございせん。

二百三十七條は現行法二百六十七條  
に相當し、現行法におきましては、告  
訴は第二審判決があるまで、これを取  
消することができるということになつて  
おりましたのを、改正案におきまして  
は、すでに告訴がございまして、公訴  
の提起がありまして以上、その事件は  
國家の手に移つておりますので、こ  
れを告訴人の意思によつて第二審判決  
があるまでその手続を止めるというこ  
とは適當でないと考えまして、改正案  
におきましては、公訴の提起前に限つ  
て告訴の取消ができるということに改  
めたわけにございまして。

二百三十八條は現行法の二百六十八

條に相當し、二百三十九條は現行法の二百六十九條に、二百四十條は現行法の二百七十一條に相當いたしておりまして、内容においては變りございません。

二百四十一條は現行法の二百七十二條と二百七十三條を一緒の規定しただけでありまして、これも趣旨においては變りございません。

二百四十二條は現行法の二百七十四條に相當する規定でございます。

次に、二百四十四條は新たな規定でありまして、刑法二百三十二條第二項の規定によつて外國の代表者が行つた訴又はその取消は、勿論檢察官等に対してこれをすることもできるのであります。但し、外交上の關係を考慮いたしまして、この場合には外務大臣に対してこれをすることができるとする。特別規定を設けたわけでございます。外務大臣はその告訴を受けました場合には、これを檢察官の手に移して、その後の捜査がなされるということになるわけでございます。日本に派遣された外國の使節が行つた告訴又はその取消についても、同様外務大臣にこれをすることができるとする。ことにいたしたわけでございます。

二百四十五條は現行法と同様、自首についても告発の規定を準用いたしたわけでありまして、二百四十六條は新しい規定でありまして、司法警察員が犯罪の捜査をいたしました場合には、速かに檢察官に書類、証拠物と共に事件を送致せよ、但し檢察官が特に指定いたしましたところの輕微な事件については、從來通り檢罪処分を許しまして、この場合には必ずしも檢察官に送致しなくてもよろ

しいという規定を設けたわけでございます。○委員長(伊藤修) 以上、第一章、捜査に関する説明に対して御質疑がありましたら、この際御質疑をお願いいたします。

○松村眞一郎君 この章の規定を通過して考えられますことは、いろいろな條件があつて、檢察官なり裁判官の行動が發動するわけでありまして、その原因である條件が、客観的に考えられる方のものであるか、主観的に考えられるものであるかという点をお尋ねするのであります。それは憲法の第三十五條を見ますと、正当な理由に基いて発せられたる令状がなければ、侵されないとすることが書いてあります。この正当な理由に基くこと、これは主観的のものでない、私は思ふのです。客観的に眺めて、正当な理由がなければいけないのであつて、ただ裁判官とか檢察官が正当な理由があると認めたらかといつて、それは正当なる理由に基くものでない、私は思ふのです。ところがこの規定を見ますと、裁判官が認めればいいのだというやうな場合に私には感じられる。客観的なやうな理由がなければいけないのであつて、主観的に裁判官なり檢察官が認めさえすれば、それで發動していいというやうな場合にお考えになつておるかどうか、その点が私の質問の要点であります。この刑事訴訟法を起草される場合に當つては、主観的の考へで進まれてはならないものと私は考へております。この規定を見ますと、裁判官は、認めるときは、認めるときは、という規定が非常に多く繰り返されて、裁判官が認めさえすれば、

客観的にはそうでなくてもよろしいのだという場合に考えられるのであります。○政府委員(宮下明義) 例えて申上げますと、普通、通常逮捕と呼んでおります百九十九條の規定を御覽願ひますと、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは」と規定いたしております。それからは「二百十條の「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合」と規定いたしております。従いましてこの改正案におきまして、ただ単に主観的に認めるといふだけではありまして、これを裏打ちいたしますところの資料を必要とする、その資料に基きまして、これを疑うに足りる相当な理由或いは充分な理由がある場合に逮捕状の発付ができる、こゝう考へ方を取つております。その他の場合も大体そのやうな考へ方を取つておるわけでありまして、

○松村眞一郎君 大体では困るので、さういふ主義であるかどうかといふことを私は伺つておるのです。如何なる場合でもさういふ思想であるか。大体それであるが、他の場合は例外があるのだという考へ方であるというのはいけないと思ひます。それは例へば二百十二條を見ますと、準現行犯の場合、それは第二項にどういふことが書いてあるかといふと、「罪を行つた終つてから間がないと明らかに認められるときは」とあります。それは「認める」ときは「ではないのです。認められる」といふことは、客観的事実をいふので、ただ檢察官が認めたからといつて、そ

れは許されぬ。客観的情勢から見て認められなければならない。私は大体これを通過いたしました。檢察官の場合には、さういふ場合に読まれる規定の方が多し。裁判官の方は認めるときは、と書いてある。私は裁判官と雖も、認められるときは、という二百十二條の二項のごとき用意を以て條文は解釈されなければならないものであると考へる。先程申し上げました憲法の第三十五條は、さういふ趣旨なんですか、正当な理由に基いて発せられなければならない。正当な理由があること、これは決して委任してない。憲法は決して裁判官に委任してありません。國民全体が考へ、客観的に見て正当な理由があるときは、初めて令状が發せられる。ところが裁判官は、大抵皆、認めるときは、認めるときは、と書いてある。そこでこれを起算されるに當つて、裁判官と檢察官とは違つて、見解から御起算になつたかどうかといふことを先ず伺ひたい。

○政府委員(宮下明義) 捜査の章に規定してございませう令状の發付も、或いは期間の延長等も、すべて裁判所の判断は裁判でございませうので、この決定乃至命令の裁判をいたします場合には、その認定をする根拠となる資料を必要とするものと考へております。従いまして、ただ裁判官が、何ら資料なしに、これを認めるというところは許されぬものと考へております。

○松村眞一郎君 それでありますと、裁判官と雖もやはり客観的に考へて、理由がある認められるときは、といふ考へでありますか、どうですか。○政府委員(宮下明義) お説のごと

くになると考へております。○松村眞一郎君 それでは、例へば二百八條の第二項におきまして、「裁判官は、やむを得ない事由があるとき認めるときは」といふのは、私はおかしいと思ふ。これは「裁判官が認めるときは」といふことになる、それはいけないのであつて、「やむを得ない事由がある」と認められるときは、「裁判官」云々と、こゝならなければならない。私は思ふ。檢察官の場合は、多くさういふことが書いてある。例へば二百十條におきまして、「禁錮に犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合」と書いてあります。これは客観的に認められなくちゃいけません。檢察官は、疑うに足りる充分な理由があると認めるときは、「いやないのです。檢察官にさういふ認定は許してない。こゝういふ理由がある」といふことが、客観的に見て明瞭であるという場合に、初めて檢察官はそこで發動するわけですから、併し自己の判断でやりますので、一應は自分で判断して、さういふ事實がありと考へて行動するでしよう。併しながらそれが理由がないといふことになれば、その檢察官の發動が不法だつたといふことになるわけです。それと同じく、裁判官と雖も、私は同等であると思ふ。裁判官も又認められるときは「でなければならぬのであつて、その個々の裁判官が認めさえすれば、他の裁判官が認めない場合でもよろしいといふ考へではないかと思ふ。事件に當面しておる裁判官が認めれば、他の裁判官が適當ならすと認められた場合でもよろしいといふことではないかと思ふ。凡そ裁判官が適當ならすと認められた場合でなければいかないと私は思ふのです。どうですか。

客観的に認めるべきか、主観的に認めるべきか、という点をお尋ねするのであります。それは憲法の第三十五條を見ますと、正当な理由に基いて発せられたる令状がなければ、侵されないとすることが書いてあります。この正当な理由に基くこと、これは主観的のものでない、私は思ふのです。客観的に眺めて、正当な理由がなければいけないのであつて、ただ裁判官とか檢察官が正当な理由があると認めたらかといふと、それは正当なる理由に基くものでない、私は思ふのです。ところがこの規定を見ますと、裁判官が認めればいいのだというやうな場合に私には感じられる。客観的なやうな理由がなければいけないのであつて、主観的に裁判官なり檢察官が認めさえすれば、それで發動していいというやうな場合にお考えになつておるかどうか、その点が私の質問の要点であります。この刑事訴訟法を起草される場合に當つては、主観的の考へで進まれてはならないものと私は考へております。この規定を見ますと、裁判官は、認めるときは、認めるときは、という規定が非常に多く繰り返されて、裁判官が認めさえすれば、

○松村眞一郎君 大体では困るので、さういふ主義であるかどうかといふことを私は伺つておるのです。如何なる場合でもさういふ思想であるか。大体それであるが、他の場合は例外があるのだという考へ方であるというのはいけないと思ひます。それは例へば二百十二條を見ますと、準現行犯の場合、それは第二項にどういふことが書いてあるかといふと、「罪を行つた終つてから間がないと明らかに認められるときは」とあります。それは「認める」ときは「ではないのです。認められる」といふことは、客観的事実をいふので、ただ檢察官が認めたからといつて、そ

れは許されぬ。客観的情勢から見て認められなければならない。私は大体これを通過いたしました。檢察官の場合には、さういふ場合に読まれる規定の方が多し。裁判官の方は認めるときは、と書いてある。私は裁判官と雖も、認められるときは、という二百十二條の二項のごとき用意を以て條文は解釈されなければならないものであると考へる。先程申し上げました憲法の第三十五條は、さういふ趣旨なんですか、正当な理由に基いて発せられなければならない。正当な理由があること、これは決して委任してない。憲法は決して裁判官に委任してありません。國民全体が考へ、客観的に見て正当な理由があるときは、初めて令状が發せられる。ところが裁判官は、大抵皆、認めるときは、認めるときは、と書いてある。そこでこれを起算されるに當つて、裁判官と檢察官とは違つて、見解から御起算になつたかどうかといふことを先ず伺ひたい。

○政府委員(宮下明義) 捜査の章に規定してございませう令状の發付も、或いは期間の延長等も、すべて裁判所の判断は裁判でございませうので、この決定乃至命令の裁判をいたします場合には、その認定をする根拠となる資料を必要とするものと考へております。従いまして、ただ裁判官が、何ら資料なしに、これを認めるというところは許されぬものと考へております。

○松村眞一郎君 それでありますと、裁判官と雖もやはり客観的に考へて、理由がある認められるときは、といふ考へでありますか、どうですか。○政府委員(宮下明義) お説のごと

くになると考へております。○松村眞一郎君 それでは、例へば二百八條の第二項におきまして、「裁判官は、やむを得ない事由があるとき認めるときは」といふのは、私はおかしいと思ふ。これは「裁判官が認めるときは」といふことになる、それはいけないのであつて、「やむを得ない事由がある」と認められるときは、「裁判官」云々と、こゝならなければならない。私は思ふ。檢察官の場合は、多くさういふことが書いてある。例へば二百十條におきまして、「禁錮に犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合」と書いてあります。これは客観的に認められなくちゃいけません。檢察官は、疑うに足りる充分な理由があると認めるときは、「いやないのです。檢察官にさういふ認定は許してない。こゝういふ理由がある」といふことが、客観的に見て明瞭であるという場合に、初めて檢察官はそこで發動するわけですから、併し自己の判断でやりますので、一應は自分で判断して、さういふ事實がありと考へて行動するでしよう。併しながらそれが理由がないといふことになれば、その檢察官の發動が不法だつたといふことになるわけです。それと同じく、裁判官と雖も、私は同等であると思ふ。裁判官も又認められるときは「でなければならぬのであつて、その個々の裁判官が認めさえすれば、他の裁判官が認めない場合でもよろしいといふ考へではないかと思ふ。事件に當面しておる裁判官が認めれば、他の裁判官が適當ならすと認められた場合でもよろしいといふことではないかと思ふ。凡そ裁判官が適當ならすと認められた場合でなければいかないと私は思ふのです。どうですか。

客観的に認めるべきか、主観的に認めるべきか、という点をお尋ねするのであります。それは憲法の第三十五條を見ますと、正当な理由に基いて発せられたる令状がなければ、侵されないとすることが書いてあります。この正当な理由に基くこと、これは主観的のものでない、私は思ふのです。客観的に眺めて、正当な理由がなければいけないのであつて、ただ裁判官とか檢察官が正当な理由があると認めたらかといふと、それは正当なる理由に基くものでない、私は思ふのです。ところがこの規定を見ますと、裁判官が認めればいいのだというやうな場合に私には感じられる。客観的なやうな理由がなければいけないのであつて、主観的に裁判官なり檢察官が認めさえすれば、それで發動していいというやうな場合にお考えになつておるかどうか、その点が私の質問の要点であります。この刑事訴訟法を起草される場合に當つては、主観的の考へで進まれてはならないものと私は考へております。この規定を見ますと、裁判官は、認めるときは、認めるときは、という規定が非常に多く繰り返されて、裁判官が認めさえすれば、

○松村眞一郎君 大体では困るので、さういふ主義であるかどうかといふことを私は伺つておるのです。如何なる場合でもさういふ思想であるか。大体それであるが、他の場合は例外があるのだという考へ方であるというのはいけないと思ひます。それは例へば二百十二條を見ますと、準現行犯の場合、それは第二項にどういふことが書いてあるかといふと、「罪を行つた終つてから間がないと明らかに認められるときは」とあります。それは「認める」ときは「ではないのです。認められる」といふことは、客観的事実をいふので、ただ檢察官が認めたからといつて、そ

れは許されぬ。客観的情勢から見て認められなければならない。私は大体これを通過いたしました。檢察官の場合には、さういふ場合に読まれる規定の方が多し。裁判官の方は認めるときは、と書いてある。私は裁判官と雖も、認められるときは、という二百十二條の二項のごとき用意を以て條文は解釈されなければならないものであると考へる。先程申し上げました憲法の第三十五條は、さういふ趣旨なんですか、正当な理由に基いて発せられなければならない。正当な理由があること、これは決して委任してない。憲法は決して裁判官に委任してありません。國民全体が考へ、客観的に見て正当な理由があるときは、初めて令状が發せられる。ところが裁判官は、大抵皆、認めるときは、認めるときは、と書いてある。そこでこれを起算されるに當つて、裁判官と檢察官とは違つて、見解から御起算になつたかどうかといふことを先ず伺ひたい。

○政府委員(宮下明義) 捜査の章に規定してございませう令状の發付も、或いは期間の延長等も、すべて裁判所の判断は裁判でございませうので、この決定乃至命令の裁判をいたします場合には、その認定をする根拠となる資料を必要とするものと考へております。従いまして、ただ裁判官が、何ら資料なしに、これを認めるというところは許されぬものと考へております。

○松村眞一郎君 それでありますと、裁判官と雖もやはり客観的に考へて、理由がある認められるときは、といふ考へでありますか、どうですか。○政府委員(宮下明義) お説のごと

くになると考へております。○松村眞一郎君 それでは、例へば二百八條の第二項におきまして、「裁判官は、やむを得ない事由があるとき認めるときは」といふのは、私はおかしいと思ふ。これは「裁判官が認めるときは」といふことになる、それはいけないのであつて、「やむを得ない事由がある」と認められるときは、「裁判官」云々と、こゝならなければならない。私は思ふ。檢察官の場合は、多くさういふことが書いてある。例へば二百十條におきまして、「禁錮に犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合」と書いてあります。これは客観的に認められなくちゃいけません。檢察官は、疑うに足りる充分な理由があると認めるときは、「いやないのです。檢察官にさういふ認定は許してない。こゝういふ理由がある」といふことが、客観的に見て明瞭であるという場合に、初めて檢察官はそこで發動するわけですから、併し自己の判断でやりますので、一應は自分で判断して、さういふ事實がありと考へて行動するでしよう。併しながらそれが理由がないといふことになれば、その檢察官の發動が不法だつたといふことになるわけです。それと同じく、裁判官と雖も、私は同等であると思ふ。裁判官も又認められるときは「でなければならぬのであつて、その個々の裁判官が認めさえすれば、他の裁判官が認めない場合でもよろしいといふ考へではないかと思ふ。事件に當面しておる裁判官が認めれば、他の裁判官が適當ならすと認められた場合でもよろしいといふことではないかと思ふ。凡そ裁判官が適當ならすと認められた場合でなければいかないと私は思ふのです。どうですか。

客観的に認めるべきか、主観的に認めるべきか、という点をお尋ねするのであります。それは憲法の第三十五條を見ますと、正当な理由に基いて発せられたる令状がなければ、侵されないとすることが書いてあります。この正当な理由に基くこと、これは主観的のものでない、私は思ふのです。客観的に眺めて、正当な理由がなければいけないのであつて、ただ裁判官とか檢察官が正当な理由があると認めたらかといふと、それは正当なる理由に基くものでない、私は思ふのです。ところがこの規定を見ますと、裁判官が認めればいいのだというやうな場合に私には感じられる。客観的なやうな理由がなければいけないのであつて、主観的に裁判官なり檢察官が認めさえすれば、それで發動していいというやうな場合にお考えになつておるかどうか、その点が私の質問の要点であります。この刑事訴訟法を起草される場合に當つては、主観的の考へで進まれてはならないものと私は考へております。この規定を見ますと、裁判官は、認めるときは、認めるときは、という規定が非常に多く繰り返されて、裁判官が認めさえすれば、

○松村眞一郎君 大体では困るので、さういふ主義であるかどうかといふことを私は伺つておるのです。如何なる場合でもさういふ思想であるか。大体それであるが、他の場合は例外があるのだという考へ方であるというのはいけないと思ひます。それは例へば二百十二條を見ますと、準現行犯の場合、それは第二項にどういふことが書いてあるかといふと、「罪を行つた終つてから間がないと明らかに認められるときは」とあります。それは「認める」ときは「ではないのです。認められる」といふことは、客観的事実をいふので、ただ檢察官が認めたからといつて、そ

れは許されぬ。客観的情勢から見て認められなければならない。私は大体これを通過いたしました。檢察官の場合には、さういふ場合に読まれる規定の方が多し。裁判官の方は認めるときは、と書いてある。私は裁判官と雖も、認められるときは、という二百十二條の二項のごとき用意を以て條文は解釈されなければならないものであると考へる。先程申し上げました憲法の第三十五條は、さういふ趣旨なんですか、正当な理由に基いて発せられなければならない。正当な理由があること、これは決して委任してない。憲法は決して裁判官に委任してありません。國民全体が考へ、客観的に見て正当な理由があるときは、初めて令状が發せられる。ところが裁判官は、大抵皆、認めるときは、認めるときは、と書いてある。そこでこれを起算されるに當つて、裁判官と檢察官とは違つて、見解から御起算になつたかどうかといふことを先ず伺ひたい。

○政府委員(宮下明義) 捜査の章に規定してございませう令状の發付も、或いは期間の延長等も、すべて裁判所の判断は裁判でございませうので、この決定乃至命令の裁判をいたします場合には、その認定をする根拠となる資料を必要とするものと考へております。従いまして、ただ裁判官が、何ら資料なしに、これを認めるというところは許されぬものと考へております。

○松村眞一郎君 それでありますと、裁判官と雖もやはり客観的に考へて、理由がある認められるときは、といふ考へでありますか、どうですか。○政府委員(宮下明義) お説のごと

くになると考へております。○松村眞一郎君 それでは、例へば二百八條の第二項におきまして、「裁判官は、やむを得ない事由があるとき認めるときは」といふのは、私はおかしいと思ふ。これは「裁判官が認めるときは」といふことになる、それはいけないのであつて、「やむを得ない事由がある」と認められるときは、「裁判官」云々と、こゝならなければならない。私は思ふ。檢察官の場合は、多くさういふことが書いてある。例へば二百十條におきまして、「禁錮に犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合」と書いてあります。これは客観的に認められなくちゃいけません。檢察官は、疑うに足りる充分な理由があると認めるときは、「いやないのです。檢察官にさういふ認定は許してない。こゝういふ理由がある」といふことが、客観的に見て明瞭であるという場合に、初めて檢察官はそこで發動するわけですから、併し自己の判断でやりますので、一應は自分で判断して、さういふ事實がありと考へて行動するでしよう。併しながらそれが理由がないといふことになれば、その檢察官の發動が不法だつたといふことになるわけです。それと同じく、裁判官と雖も、私は同等であると思ふ。裁判官も又認められるときは「でなければならぬのであつて、その個々の裁判官が認めさえすれば、他の裁判官が認めない場合でもよろしいといふ考へではないかと思ふ。事件に當面しておる裁判官が認めれば、他の裁判官が適當ならすと認められた場合でもよろしいといふことではないかと思ふ。凡そ裁判官が適當ならすと認められた場合でなければいかないと私は思ふのです。どうですか。

必ずしも檢察官に送致しなくともよろ  
れていて、裁判官が認めさえすれば、そ  
たに檢察官が認めたらといつて、そ  
○政府委員(官下明義書) お説のごと  
私は思うのですが、どうですか。

○政府委員(官下明義書) 二百八條第

二項の「裁判官は、やむを得ない事由  
がある」と認められる場合におきまして  
も、勿論その認定の根拠となる資料を  
必要としたすわけでありませぬ。而して  
その資料は、請求をいたします檢察官  
が、これを裁判官に提供するわけであ  
ります。この場合において、その  
資料に基づいて、その裁判官が「やむを  
得ない事由がある」と認定いたします  
るならば、この期間の延長ができる  
と、こう考えております。

○松村眞一郎君 私のお尋ねする要  
は、先程の政府委員の御答弁で明瞭で  
ありますが、客観的理由がなければ  
ならないという事は、お認めになつ  
たわけですね。客観的でなくちやいか  
ん。その裁判官は、個々の主観で許す  
ものではない。それはよろしいのでし  
ょう。その点は如何ですか。

○政府委員(官下明義書) 裁判官は、  
自己に提供された資料に基づきまして、  
法律の命じ又は許しする裁判をする  
職員を持つておられますので、その裁  
判官が具体的に提供された資料によつ  
て、適当であるか或いは適当でないか  
という判断をすることは、裁判官の専  
権であらう、こう考えております。

○松村眞一郎君 それでは先程の答弁  
と私は矛盾すると思ひます。客観的に  
適当なりと認めなければ裁判官は発動  
してはならないのであるという大體の  
ことをお認めになつておられる。大體と申  
しません。原則を、私はこういふこと  
を申すのです。只今個々の事柄によつ  
て、或る部分は裁判官に私は認めても  
よからうと考へる。私の考へはです  
上。全部客観的理由でなければならん  
という事を私は認論するつもりじや

ないんです。併しながら原則としては  
裁判官はやはり客観的に理由がその間  
において発動させるということにして  
置いて、或る事柄については主観的に  
認めてもよからうと、こういう私は区  
別を考へておられる。そういうような区別  
を以て立案されておるかどうかという  
ことをお尋ねするのであつて、あなた  
の御答弁のごとく、全部原則的に認め  
めになるという事は、私は場合によつて  
困るのじやないかと思ひます。全部  
主観的では勿論いけません。大體にお  
いて、全部客観的でないかやならんと思  
ひますが、或る場合には主観的に認  
定権を認めてもよからうかというこ  
とを私は考へる。そこでこの刑事訴訟  
法の議論になつておられます章を通観し  
ますと、大體においてそういう  
ような思想に解釈して立法して行つた  
方がよいんじゃないかという心持はよ  
く分るのであります。何故かと申しま  
すと、これは偶然の結果かも知れませ  
んが、檢察官の場合には、そういうよ  
うな客観的の場合に解釈する方がよい  
ような書き方になつておられる。裁判官だ  
けには認定を認めておられるところが、  
裁判官には独立の判断があるからとい  
つて、個々の裁判官に客観性までも否  
認するがごとき認定権を認めること  
は、先づき申しました憲法の規定に反  
すると思ひます。その点を十分考へにな  
つて各條文について区別して頂きた  
い。そういう区別をして立法になつて  
おるといふことは今の答弁では明瞭  
に分るんです。この部分々々としては  
客観的に考へて見る、この部分は主観  
的でよいといふことを私は区別してお  
考へ願ひたいといふことを要望いたし  
ます。私の考へ方と政府委員の考へ方

とはどういふところに相違があるかと  
いうことを御答弁願ひたい。

○政府委員(官下明義書) お説の通  
り、檢察官、司法警察官等が或る行  
動をいたしましたる場合の條件につきま  
しては、認められる場合という言葉  
特に使つておられます。客観的のもの  
を要求しておられることは御指摘の通りで  
あります。裁判官につきましては先程  
もお答へいたしましたように、裁判官  
に提供された資料に基づいて裁判官  
に許されておる裁量権、認定権を行使  
いたしました。正当な判断をいたすこ  
とを法律自身が予定しておるものと考  
えておられます。而してその裁判官の判  
断が正しかしどうかといふことは、更  
に上級審によつて再批判されるわけ  
であります。

○松村眞一郎君 私は大體におきまし  
て、やはり司法官、裁判官にはその程  
度の主観的認定を認めておると考へて  
おる。その範圍を何とか考へて立法に  
對する用意が必要である。そういうこ  
とを申しますのは、私はこの司法委員  
と治安委員とに、今合同の審議をいた  
しておられます檢察官に関する問題であ  
りますが、職務に関する問題、その規  
定を見ますと客観的の思想が余程なく  
なつておる。主観的のような態度で規  
定してあることが私は考へられます  
で、その方の合同の委員会で質問しよ  
うと思つておられます。まだ質問してお  
りませんが、その点についてどうい  
うような用意をされて警察に関する規定  
を司法省としては考へるか。刑事訴訟  
法によると警察の場合とやはり同じ考  
えを以ていたさなければならぬのみな  
らず、警察の職務の方が尙更主観的の  
行動をされることは危険であると私は

考へておる。現行犯などあつて進みま  
す場合には、余程積極的でありませぬ  
れども、警察官の発動します場合には  
もう少し慎重に主観的の考慮よりも客  
観的の考慮に非常なる重点を置かなけ  
ればならぬと思ひますが、その点につ  
いてどういふような考へになつてお  
りますか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(官下明義書) 御質問の点

は現在審議中の警察官等の権限に関  
する法案を御覽になつた上の御質問で  
ございませぬか。

○松村眞一郎君 それは司法省と合議  
の上での法律案を考へます。司法省と  
いいますか、法務廳といひますか、檢  
察廳、そういう關係から御考慮になつ  
ておると私は考へますが、警察官の場  
合と檢察官の場合とは異なることはい  
と考へます。大體において客観的の思  
想で一貫すべきものであるといふお考  
えと私は受取つておる。先程からの答  
弁で……

○委員(伊藤修君) 連合委員会で審  
査しておるのですよ。

○政府委員(官下明義書) 承知してお  
ります。御説の通りと考へておりま  
す。

○委員(伊藤修君) 他に御質問は……

○松村眞一郎君 逮捕状を請求する裁判  
官は、どういふ裁判官といふことになつ  
ておりますか。

○政府委員(官下明義書) 第九十九  
條、第二百十條等にはただ単に裁判官  
とございまして、その裁判官がどの裁  
判所の裁判官であるかといふことは法  
律の上では特に規定してございませ  
ん。従ひまして法律といたしましては  
すべての裁判所の裁判官に百九十九條

による請求、又は二百十條の規定によ  
る請求等がなし得るわけございま  
す。而してこの法律といたしましては  
裁判所が、最高裁判所が、裁判所の内  
部規律といたしまして適当な裁判所の  
規則を定めるといふことを予定いたし  
ておられます。

○松井道夫君 次に百九十九條の逮捕

の關係であります。但書を見ますと  
「五百円以下の罰金、拘留又は科料にあ  
たる罪については、被疑者が定まつた  
住居を有しない場合又は正当な理由が  
なく前條の規定による出頭の求めに應  
じない場合に限り」といふことになつ  
ております。そうしてこの正当な理由  
がなく、喚び出しに應じないという場  
合に、逮捕できることになつておるわ  
けに、逮捕できるが、これを引續いて後  
に出で来る條文で、拘留までもできる  
というふうになつております理由を伺  
つて置きたいと思ひます。ちよつと質  
問の意味が分らなければ、附加えま  
す。六十條によりまして、裁判所が被  
告人を拘留する場合には、五百  
円以下の罰金、拘留又は科料にあたる  
事件については、被告人が定まつた住  
居を有しない場合に限りております。

そういつたことから対照いたします  
と、出頭に應じないので出頭させる、  
それで逮捕するといふことは、結構な  
んであります。その後拘留すること  
ができるように読める、或いは、これ  
はできないという趣旨かも知れない  
が、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(官下明義書) 百九十九條  
第一項但書によりまして、五百円以  
下の罰金又は科料にあたる罪について  
は、住居不定の場合と出頭に應じない  
場合には、逮捕状の請求をして、逮捕

七



府の命令を遵守して後には新たな罰則を...

ごさいませんで、単独の裁判官が勾留をするという建前を採りまして、必ずしも現行法のように受訴裁判官が勾留をするというようなことは考えなかつたわけでありまして、而して二百八十條の第一項に特別の規定を設けて、

「公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれを行う。」という規定を設けましたのも、只今御心配のありました趣旨を十分考慮いたしまして、起訴状一本主義との調和を図る趣旨において、このような規定を置いたのでありまして、起訴後におきましては、受訴裁判官が勾留に関する処分、例えば勾留の理由の開示の請求がありまして、その開示の手続をする、或いは保釈の請求がありまして、保釈をするかどうかという決定をするのは、すべて事件が係属いたしました受訴裁判官がいたしませんで、他の裁判官がするということも規定を設けて、起訴後においては起訴状一本主義との調和を図つたわけでありまして、而して起訴前においては、二百七條の規定によりまして、これも又受訴裁判官ではないところの単独の裁判官が起訴前の勾留を定めるわけでありまして、これらの裁判官がすべて二十條の規定によりまして除斥されるということにいたしますと、現在の実際の裁判官の陣容においてはその運用が付きかねる心配もございまして、勾留に關與した裁判官をすべて除斥するといふ建前は取らなかつたのであります。二十一條によつて、當事者から忌避の申立をされることは予想されておりますが、除斥までは考えなかつた。而して起訴前の勾留をいたします裁判官も、起訴後勾留に関する

処分をする裁判官も、必ずしも受訴裁判所ではないということを考えて、起訴状一本主義との調和を図つておるわけでございます。

○松井道夫君 それから二百七條でありますが、これは先程の百九十九條の際の御説明で問題は解決したと思ひますが、尙念を入れて何つて置きたいと思ひます。住居、氏名が明らかでない、又は逃亡する虞れがあるといふことで逮捕された被疑者、現行犯人、これについてはやはり勾留に關する限り、今の住居不足の場合だけが勾留できるのであるといふふうに了承いたしたいと思ひのであります。尙續いて二百二十條でございますが、その末項によりまして、檢察事務官又は司法警察職員が勾引状又は勾留状を執行する場合、これは被告人に対するものか、或いは被疑者に対するものか、この勾引状、勾留状はいずれのものであるか、はつきりしないのであります。その点御説明願ひたいと思ひます。

次に後段の方に「被疑者に対して発せられた勾引状又は勾留状を執行する」といふこととありますが、以前御説明を伺つたところによりまして、被疑者に対しては勾引状という制度はなくなつて、それに代つて今の逮捕といたつて、召喚に應じなかつた場合を保障したのであるといふように聞いておつたのであります。ここに「被疑者に対して発せられた勾引状」と書いてありますが、その辺の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 第一点の二百七條に關する御質問の点は御趣旨の通りでございます。

次に、二百二十條の末項の前段の勾引状、勾留状は被告人に対する勾引状、勾留状、被疑者に対する勾引状、勾留状と両方を含んでおります。後段の被疑者に対して発せられた勾引状といふものではないのではないかと御質問に對しては、この場合僅かに予想しておりますのは、改正案におきまして二百六十二條以下に、檢察官が人權蹂躪事件について公訴を提起しない処分をした場合に、これに對してその事件を裁判所の審判に付することを請求する制度を認めておりましたが、この場合に被疑者に対して勾引状が発せられることがあるといふことを予想いたしておりますので、これが僅かの例外にならうかと思ひます。本則といたしましては、被疑者に対しては勾引状といふものは考えておりません。逮捕状で参りまして、裁判所の被疑者に対して勾引状を発するの二百六十二條の場合だけであるといふことにならうかと思ひます。

○松村眞一郎君 先程百九十九條の末項の再度逮捕状を發付する場合についての説明が政府委員からあつたのであります。裁判所はよく考へて發付しないことがある。だから再度の發付、三度發付といふやうなことがあつても弊害がなからうといふやうな御答弁でありましたが、發付しないといふことについては何らかのそこを判断の材料がなければならぬと思ひます。で、前に請求をした、又は發付したといふだけの通知では裁判官は判断し得ないと思ひます。更に再發行を否認するといふ原因はそこに何ら示してないのではありません。私はこゝに再發行を請求するならば、單に前に發付

したといふことを通知するのみならず何故に再度なり三度も逮捕状を發付しなければならぬかといふ事由が、併せて示していいのじやないかと思ひますが、先程仰せになりました發付しないことあるべしといふことの判断は、何によつてやるのであります。單に通知だけでは私分らんと思ひますが如何でしょうか。

○政府委員(宮下明義君) 立案當局として予想いたしておりますのは、勾留状を發付するか、或いは勾留の請求を却下するかといふことも裁判官の裁量でございます。四十三條第三項の適用がございまして、決定又は命令することについての必要がある場合には、事實の取調をすることができるといふことになつておりますので、裁判官が若しこの通知によりまして、而も引續いて二度三度と逮捕状の請求をしていふやうな場合であつて、確かに法の濫用と認められる場合にはこの四十三條の規定によつて調査をし事實の取調をして、その判断を下すといふことを予想いたしてゐるわけでございます。

○松村眞一郎君 私はこの事實を取調べる前に、單に通知だけでなくて、何か出させた方がいゝのじやないかといふことを申してゐる。單純なる通知だけでは、再發行をする、三度も發行するといふことになれば、こゝにわかつていふやうなことを何か書かせた方がいゝのじやないかといふことの方面から申してゐるのであります。ただ二度来たからといふので、一々事實の取調をするといふのは非常に煩瑣であるから、非常に弊害を生ずる虞れがあるから、非常にと請求する方も或る程度の慎重な処置をした方がいゝといふ考から申してゐるのであります。が、そういうやうなことは立法の際にはお考へにならなかつたのですか、どうですか。請求の際に何らかの申入をされた方が便利であるといふ御考慮があつたかどうか。

○政府委員(宮下明義君) 立案に際しましてその点も考慮いたしました。立案當局といつたしましては、必ずしもそれまでの必要はないのではないかと申すところから、百九十九條の第三項のごとく、單なる通知という形に規定を設けたわけでございます。

○松村眞一郎君 私は文字論をかれこれ申すのではありませんけれども、元來そういつた逮捕状を、二度以後の逮捕状は、第一項の逮捕状といふ方がでなくて、第三項の逮捕状といふ方が私はむしろいいと思ひます。そうであるから、第一項の逮捕状を請求する場合においてといふことになると、逮捕状の再度、三度發行するということと第一項の初めから想像してゐることを第一項の初めから想像してゐるやうな書き方ではなく、むしろそうでなく第一項は初めて發行する場合の規定をしてゐるのであります。二度目の時には、これは二度目の考へとして例外的に考慮するといふ立法をするのが當然で、初めから二度三度出すことは當然入つておるのだといふ考へ方の立法は私はよろしくないと思ひます。第一項は率直に初めて發行する場合のことを書いて、第三項において初めて發行するやうな考へ方を考へて、第二度三度も發行することを考へて、第一項を起草したといふ考へ方である

らば、これは甚だよくないことである。逮捕状というものは一週しか発行しないものであるという頭から進んで、例外として、二度、三度発行するとい

う考え方をするのが当然で、初めからそれが第一項の逮捕状に入っているという立法のやり方は甚だ当を得ないと思ひます。第二項の場合には「前項」という字は要らない、第三項に至つて逮捕

状は「こういふものだと例外的に書く、こういふ考え方がいいので、第三項を讀んで見ると、再発行はやはり第一項の逮捕状だ」といふ考え方を以てできるというのは、これは普通の立法のやり方ではないと思ひます。それを御

考慮を煩わしたい。これは我々の方で修正するときに考えるべきであるかも知れないが、こういふふうに私は考え

ます。 ○政府委員(官下明義君) 百九十九條第一項につきましても、第一回目の逮捕状の請求、第二回目の逮捕状の請求というふうな回数については考えません

で、ただ逮捕状の請求についての條件を規定したわけでございます。御指摘の点は十分研究して見なければならぬ

点かとも考えておられますが、現在私共の考え方としては、必ずしもその必要はないのではないかと、か

ように考えております。向本案におきましては、逮捕状というものは、有効期間が過ぎますと無効となりまして、裁判所にその都度返すものであります

うことを別に考えずに、抽象的に百九十九條第一項の規定を設けたわけでございます。 ○松井道夫君 二百二十六條、二百二十七條、それと関連しまして二百二十八條、この規定は公判中心主義と概観

するような例外の場合であるのであります。 ○政府委員(官下明義君) 二百二十六條、二百二十七條は確かに御指摘の通り

公判中心主義の例外をなす規定であると考へます。つまり二百二十七條は、檢察官、司法警察職員等の証人に

相当する者の取調は全く任意になりまして、檢察官、司法警察職員等がそれぞれ

の者の出頭を求めまして、出頭を拒むことができ、或いは出頭後随次に

退去もできるということになつております。 ○松井道夫君 今の御説明了承するわけ

であります。 ○政府委員(官下明義君) 三百二十一條の前段の死亡、心身の故障等の場合

には、改めてその証人を公判で取調べることができませんので、憲法の要求

する証人を十分に尋問する機会を與えることが事実上できないわけでありま

す。 ○政府委員(官下明義君) 三百二十一條の前段の死亡、心身の故障等の場合

には、改めてその証人を公判で取調べることができませんので、憲法の要求

する証人を十分に尋問する機会を與えることが事実上できないわけでありま

す。 ○政府委員(官下明義君) 三百二十一條の前段の死亡、心身の故障等の場合

には、改めてその証人を公判で取調べることができませんので、憲法の要求

する証人を十分に尋問する機会を與えることが事実上できないわけでありま

す。 ○政府委員(官下明義君) 三百二十一條の前段の死亡、心身の故障等の場合

六月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案(予第百五十八号)

裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案

- 來馬 琢道君 松井 道夫君 松村眞一郎君 宮城タマヨ君 星野 芳樹君

- 政府委員 官下 明義君 法務廳事務官 (候補局長) 星野 芳樹君

- 附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

- 六月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、少年法を改正する法律案(予第百六十一号)

- り、前項の場合に、これを準用す

- 委員 大野 幸一君 中村 正雄君 水久保基作君 池田七郎兵衛君 鬼丸 義賢君 前之園喜一郎君 宇都宮 登君

- 理事 伊藤 修君 鈴木 安孝君 岡部 常君

委員 大野 幸一君 中村 正雄君 水久保基作君 池田七郎兵衛君 鬼丸 義賢君 前之園喜一郎君 宇都宮 登君

理事 伊藤 修君 鈴木 安孝君 岡部 常君

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

六月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、少年法を改正する法律案(予第百六十一号)

り、前項の場合に、これを準用す

委員 大野 幸一君 中村 正雄君 水久保基作君 池田七郎兵衛君 鬼丸 義賢君 前之園喜一郎君 宇都宮 登君

理事 伊藤 修君 鈴木 安孝君 岡部 常君

とが予想されるので、一回、二回とい

裁判官に証人尋問を請求することができ

きたい。

宇都宮 登君

少年法を改正する法律案

少年法目次

第一章 総則

第二章 少年の保護事件

第三章 成人の刑事事件

第四章 少年の刑事事件

第五章 雑則

附則

少年法

第一章 総則

第一条 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

第二条 この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をい、「成人」とは、二十歳以上の者をいう。

第三条 この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

第二章 少年の保護事件

第一節 通則

第一条 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年及び十四歳に

満たないで刑罰に触れる行為をした少年

二 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、將來、罪を犯す虞のある少年

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること

ロ 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと

ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入り居ること

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

満たないで刑罰に触れる行為をした少年

次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、將來、罪を犯す虞のある少年

保護者の正当な監督に服しない性癖のあること

正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと

犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入り居ること

自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

(判事補の職権)

第四條 第二十條の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる。

(管轄)

第五條 保護事件の管轄は、少年の行爲地、住所、居所又は現在地による。

第六條 家庭裁判所は、保護の適正を期するため特に必要があると認めるときは、決定をもつて、事件を他の管轄家庭裁判所に移送することができる。

第七條 家庭裁判所は、事件がその管轄に属しなかつたときは、決定をもつて、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

(通告)

第六條 家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第七條 少年保護司は、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見したときは、これを裁判官に報告しなければならない。

第八條 少年保護司は、前項の報告に先だち、少年及び保護者について、事情を調査することができる。

(事件の調査)

第八條 家庭裁判所は、前二條の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思量するときは、事件について調査しなければならない。

第九條 檢察官、司法警察員、都道府縣知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

第十條 家庭裁判所は、少年保護司に命じて、少年保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

(調査の方針)

第九條 前條の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行狀、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を活用して、これを行うように努めなければならない。

(少年保護司の報告)

第七條 少年保護司は、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見したときは、これを裁判官に報告しなければならない。

少年保護司は、前項の報告に先だち、少年及び保護者について、事情を調査することができる。

(事件の調査)

第八條 家庭裁判所は、前二條の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思量するときは、事件について調査しなければならない。

檢察官、司法警察員、都道府縣知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

家庭裁判所は、少年保護司に命じて、少年保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

(調査の方針)

第九條 前條の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行狀、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を活用して、これを行うように努めなければならない。

(附添人)

第十條 少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人を選任することができる。但し、弁護士を附添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人となることができる。

(呼出、同行)

第十一條 家庭裁判所は、事件の調査について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発することができる。

家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することができる。

(緊急の場合の同行)

第十二條 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前條第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発することができる。

(同行状の執行)

第十三條 同行状は、少年保護司が、これを執行する。

家庭裁判所は、警察官、警察吏員、観察官又は保護委員をして、同行状を執行させることができる。

(証人尋問、鑑定、通訳、録取)

第十四條 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは録取を命ずることができる。

第十五條 家庭裁判所は、検証、押収又は搜索をすることができる。

刑事訴訟法中、裁判所の行う検証、押収及び搜索に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、

(援助、協力)

第十六條 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、警察吏員、観察官、保護委員、児童福祉司又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。

(保護の措置)

第十七條 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる保護の措置をとることができる。

一 少年保護司の保護に付すること

二 少年保護所に送致すること

同行された少年については、保護の措置は、遅くとも、到府のときから二十四時間以内、これを行わなければならない。

檢察官又は司法警察員から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

第一項第二号の措置において、少年保護所に收容する期間は、二週間を超えない。

特に継続の必要があるときは、一回に限り、決定をもつて、これを更新することができる。

但し、檢察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、收容の期間は、これを更新することはできない。

第九條 前條の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行狀、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を活用して、これを行うように努めなければならない。

第十條 少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人を選任することができる。但し、弁護士を附添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人となることができる。

(呼出、同行)

第十一條 家庭裁判所は、事件の調査について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発することができる。

家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することができる。

(緊急の場合の同行)

第十二條 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前條第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発することができる。

り、前項の場合に、これを準用する。

(援助、協力)

第十六條 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、警察吏員、観察官、保護委員、児童福祉司又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。

(保護の措置)

第十七條 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる保護の措置をとることができる。

一 少年保護司の保護に付すること

二 少年保護所に送致すること

同行された少年については、保護の措置は、遅くとも、到府のときから二十四時間以内、これを行わなければならない。

檢察官又は司法警察員から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

第一項第二号の措置において、少年保護所に收容する期間は、二週間を超えない。

特に継続の必要があるときは、一回に限り、決定をもつて、これを更新することができる。

但し、檢察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、收容の期間は、これを更新することはできない。

第九條 前條の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行狀、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を活用して、これを行うように努めなければならない。

第十條 少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人を選任することができる。但し、弁護士を附添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人となることができる。

(呼出、同行)

第十一條 家庭裁判所は、事件の調査について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発することができる。

家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することができる。

(緊急の場合の同行)

第十二條 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前條第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発することができる。

4 裁判官が第四十三條第一項の請求により、第一項第一号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第一号の措置とみなす。

5 裁判官が第四十三條第一項の請求により、第一項第二号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第二号の措置とみなす。この場合には、第三項の期間は、家庭裁判所が事件の送致を受けた日から、これを起算する。

6 親護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することが出来る。但し、第一項第二号の措置については、收容の期間は、通じて四週間を超えないことと出来ない。

(兒童福祉法の措置)

第十八條 家庭裁判所は、調査の結果、兒童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府縣、知事又は兒童相談所長に送致しなければならぬ。但し、都道府縣知事又は兒童相談所長から送致を受けた事件については、この限りでない。

(審判を開始しない旨の決定)

第十九條 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと思へるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならぬ。

(檢察官への送致)

第二十條 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する檢察廳の檢察官に送致しなければならぬ。但し、送致のとき十六歳に満たない少年の事件については、これを檢察官に送致することはできない。

(審判開始の決定)

第二十一條 家庭裁判所は、調査の結果、審判を開始するのが相当であると認めるときは、その旨の決定をしなければならぬ。

(審判の方式)

第二十二條 審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない。

(審判開始後保護処分を付しない場合)

第二十三條 家庭裁判所は、審判の結果、第十八條又は第二十條にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、所定の決定をしなければならぬ。

(保護処分の決定)

第二十四條 家庭裁判所は、前條の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならぬ。

(少年保護司の観察)

第二十五條 家庭裁判所は、前條第一項の保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもつて、相当の期間、少年保護司の觀察に付することができる。

(少年院に送致すること)

第二十六條 家庭裁判所は、前條第二号イ及びロの保護処分においては、地方少年保護委員会をして、家庭その他の環境調整に關する措置を行わせることができる。

(執行)

第二十七條 家庭裁判所は、前條第一項の決定を執行せしめることができる。第二十八條 家庭裁判所は、第二十四條又は第二十五條の決定をした場合において、施設、團體、個人、地方少年保護委員会、兒童福祉施設又は少年院に対して、少年に關する報告又は意見の提出を求めることができる。

(委託費用の支給)

第二十九條 家庭裁判所は、第二十五條第二号第三号の措置として、適當な施設、團體又は個人に輔導

(証人等の費用)

第三十條 証人、鑑定人、翻譯人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に關する法令の規定を準用する。

(費用の徴收)

第三十一條 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻譯人及び参考人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年院、宿所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴收することができる。

(報告と意見の提出)

第三十二條 保護処分の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、少年、その法定代理人又は附添人から、二週間以内、抗告をすることが出来る。但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることが出来ない。

(抗告)

第三十三條 抗告 第三十二條 保護処分の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、少年、その法定代理人又は附添人から、二週間以内、抗告をすることが出来る。但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることが出来ない。

(抗告審の裁判)

上については、公訴は、家庭裁判所

上の刑を科するのを相当と認める

て、これを請求しなければならぬ

二 前号の措置の継続中、勾留状



(時効の停止)

第四十七條 第八條第一項前段の場合においては、第二十一條の決定があつてから、第八條第一項後段の場合においては送致を受けてから、事件が家庭裁判所に係属中、公訴の時効は、その進行を停止する。

2 前項の規定は、第二十一條の決定又は送致の後、本人が満二十歳に達した事件についても、これを適用する。

(勾留)

第四十八條 勾留状は、やむを得ない場合でなければ、少年に対して、これを発することはできない。

2 少年を勾留する場合には、少年保護所にこれを拘禁することができ、

3 本人が満二十歳に達した後でも、引き続き前項の規定によることができる。

(取扱の分離)

第四十九條 少年の被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

2 少年に対する被告事件は、他の被告事件と関連する場合にも、審理に妨げない限り、その手続を分離しなければならない。

3 拘留監においては、少年を成人と分離して收容しなければならない。

(審理の方針)

第五十條 少年に対する刑事事件の審理は、第九條の趣旨に従つて、これを行わなければならない。

第三節 処分

(死刑と無期刑の緩和)

第五十一條 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは無期刑を科し、無期刑をもつて処断すべきときは、十年以上十五年以下において、懲役又は禁錮を科する。

(不定期刑)

第五十二條 少年に対して長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定め、これを言い渡す。但し、短期が五年を越える刑をもつて、処断すべきときは、短期を五年に短縮する。

2 前項の規定によつて言い渡すべき刑については、短期は五年、長期は十年を越えることはできない。

3 刑の執行猶予の言渡をする場合には、前二項の規定は、これを適用しない。

(少年保護所收容中の日数)

第五十三條 第十七條第一項第二号の措置がとられた場合において、少年保護所に收容中の日数は、これを未決勾留の日数とみなす。

(換刑処分の禁止)

第五十四條 少年に対しては、労務場留置の言渡をしない。

(家庭裁判所への移送)

第五十五條 裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分にするのが相当であると認めるときは、決定をもつて、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。

(懲役又は禁錮の執行)

第五十六條 懲役又は禁錮の言渡を受けた少年に対しては、特に設けた監獄又は監獄内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。

2 本人が満二十歳に達した後でも、満二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。

(刑の執行と保護処分)

第五十七條 保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定したときは、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときも、同様である。

(仮出獄)

第五十八條 少年のとき懲役又は禁錮の言渡を受けた者には、次の期間を経過した後、仮出獄を許すことができる。

- 一 無期刑については七年
- 二 第五十一條の規定により言い渡した有期の刑については三年
- 三 第五十二條第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一

(仮出獄期間の終了)

第五十九條 少年のとき無期刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないので十年を経過したときは、刑の執行を受け終つたものとする。

2 少年のとき第五十一條又は第五十二條第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないので十年を経過したときは、刑の執行を受け終つたものとする。

分を取り消されないので仮出獄前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一條の刑期若しくは第五十二條第一項及び第二項の長期を経過したときは、その何れか早い時期において、刑の執行を受け終つたものとする。

(人の資格に関する法令の適用)

第六十條 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、將來に向つて刑の言渡を受けなかつたものとみなす。

2 少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があつたものとみなす。

第五章 雜則

第六十一條 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるとする。新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

附則

(施行期日)

第六十二條 この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

(経過規定)

第六十三條 この附則で「新法」とは、この法律による改正後の少年法をいい、「旧法」とは、従前の少年法(大正十一年法律第四十二号)をいう。

2 この法律施行の際少年裁判所に係属中の事件は、これを家庭裁判所に係属したものとみなす。

3 前項の場合において、旧法第三十七條の規定によりなされた処分は、次の例に従い、これを新法第三十七條の規定によりなされた措置とみなす。

旧法第三十七條 第一項第一号から第四号までの処分

新法第十七條 第一項第一号の措置

第一項第二号の措置

第一項第五号から第九号までの保護処分は、次の例に従い、これを新法第二十四條又は第二十五條の規定によりなされたものとみなす。

旧法第四條 第一項第五号(保護團體に委託する保護処分を除く)及び第九号の保護処分

第一項第五号中保護團體に委託する保護処分及び第六号の保護処分

第一項第七号の保護処分

第一項第八号の保護処分

新法 第二十五條第一項及び第二項第三号

第二十四條第一項及び第二項

第二十五條

第二十六條

第二十七條

第二十八條

第二十九條

第三十條

第三十一條

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

第三十七條

第三十八條

第三十九條

第四十條

第四十一條

第四十二條

第四十三條

第二十四條第一項第二号

たない者とし、成人は、これを満

第九條の趣旨は、これを執行しなければならぬ。

判所に移送しなければならぬ。

が、仮出獄を許された後、その処

第六十二條 この法律は、昭和二十

第三号

第二十四條第一項第二号

第二十四條第一項第二号

第二十四條第一項第二号

5 前二項に規定するものの外、旧

法の規定によりなされた処分は、

この法律の相当規定によりなされ

たものとみなす。

第六十四條 この法律施行前言渡を

受けた刑においては、第五十八條

及び第五十九條の適用については

は、「第五十一條及び「第五十二

條第一項及び第二項」とあるの

は、それぞれ、「旧法第七條第一

項」及び「旧法第八條第一項及び第

二項」と読み替えるものとする。

第六十五條 この法律施行前、十六

歳に満たないで刑法第二百條の罪

以外の罪を犯した者に対しては、

なお旧法第七條第一項の例によ

る。刑法第二百條の罪を犯した者

に対しては、第五十一條の規定を

適用する。

第六十六條 旧法第四條の保護処分

を受けた少年に対しては、旧法第

六十三條の規定により刑事訴訟を

することのできない事件につい

て、刑事訴訟をし、又は家庭裁判

所の審判に付することはできな

い。

第六十七條 第六十條の規定は、こ

の法律施行前、少年のとき犯した

罪により、死刑又は無期刑に処せ

られ、減刑その他の事由で刑期を

満了し、又は刑の執行の免除を受

けた者に対しても、これを適用す

る。

第六十八條 この法律施行後一年

間、第二條第一項の規定にかかわ

らず、少年は、これを十八歳に満

たない者とし、成人は、これを満

十八歳以上の者とする。

2 前項の適用については、第四十

五條第三号、第四十七條第二項、

第四十八條第三項及び第五十六條

第二項の「二十歳」とあるのは、こ

れを「十八歳」と読み替えるもの

とする。

昭和二十三年八月二十四日印刷

昭和二十三年八月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局